国設南ふらのスキー場利用規約

（目的）

第1条　国設南ふらのスキー場（以下「当スキー場」という）におけるスキー、スノーボード及びその他の雪上スポーツや遊びに関する利用は、この利用規約の定めるところにより行います。当規約の内容についてご同意いただいた方のみ当スキー場をご利用いただけます。同規約に定めのない事項については、関係法令の定めに基づき、関係法令の定めのない事項については「スノースポーツ安全基準」（全国スキー安全対策協議会）に準じるほか、社会通念上の良識ある行動を規範とします。

（告知）

第2条　当スキー場では、利用者の安全を守るために最善の努力をしておりますが、利用者の皆さまには次の各項各号の事柄をよく理解の上、事故なくご利用いただくよう告知します。

2　スキー（スノーボードは「スキー」を「スノーボード」と読み替えてください。その他の雪上滑走用具もこれに準じてください。）は、次のような特有の危険があることを承知の上、これを自分の注意により避けるようにしてください。

（1）降雪・吹雪・降雨・濃霧など、天候に伴う危険（ホワイトアウトを含みます）
（2）崖・斜面・凹凸・溝・沢など、地形に伴う危険
（3）アイスバーン・深雪・雪崩など、雪質や雪面状態による危険
（4）立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表など、自然の障害物による危険
（5）リフト支柱・標識・ロープ・マットなど、人工の工作物との衝突による危険
（6）雪上車両との衝突の危険
（7）スピードの出し過ぎによる危険
（8）自己転倒による危険
（9）他の利用者との衝突による危険
（10）疲労・飲酒・薬の服用・体調不良による危険
（11）不適切な用具の使用による危険
（12）その他これらに類する危険

（滑走にあたって）

第3条　利用者は前条に記載されたスノースポーツに内在する危険を予測し、危険を回避しながら滑走してください。

2　利用者は常に前方を注視し、いつでも止まったり曲がったりできるよう滑走してください。

（リフトの乗降にあたって）

第4条　利用者は掲示板の注意書をよく読みこれに従ってリフトを乗降してください。

2 リフト乗降に不安を感じる方はその旨を係員に申し出て必要な援助を得てください。

（標識、指示の遵守）
第5条 利用者は標識、掲示、場内放送、コースマップに記載されている注意書や警告など当スキー場係員の指示に従って行動して下さい。

（禁止行為）
第6条 利用者に対しては次の各号の行為を禁止します。
(1)コース外を滑走すること
(2)閉鎖中のコースに立ち入ったり滑走したりすること
(3)立木、リフト支柱、ネット、ロープ、マットなどの間近を滑走すること
(4)他の利用者の間近を滑走すること
(5)他の利用者の滑走を妨げること
(6)圧雪車(コース整備車)を含む全ての雪上車両に近づくこと
(7)リフトの運行を妨げること
(8)飲酒や薬の服用などの影響により心身が正常でない状態で滑走すること
(9)長時間コース内で立ち止まったり座り込んだりすること
(10)当スキー場の許可なく当スキー場で営利行為をなすこと
(11)当スキー場の許可なくドローンを飛行させること
(12)空き缶、たばこの吸い殻、その他の物品を指定の場所以外に捨てたり放置したりすること
(13)犬などの動物をスキー場に放つこと
(14)その他これらに類する行為

（徐行義務）
第7条 利用者は次の各号の状況下では徐行してください。
(1)徐行の標識のあるところ
(2)地形や障害物で前方が見えにくいところ
(3)シーズン初めや春先などで積雪が十分でないところ
(4)降雪、吹雪、濃霧、日没時などで視界が悪いとき
(5)天候の具合で雪面の高低や凸凹が分かりにくい状況のとき
(6)立木、切り株、茂み、岩石、露出した地形など自然の障害物に近づいたとき
(7)リフト支柱、ネット、ロープ、マットなど人工の工作物に近づいたとき
(8)コースの合流地点やコースが狭いところ
(9)リフトの乗り場や降り場に近づいたとき
(10)コースが混雑しているとき
(11)業務のために出動している雪上車両に近づいたとき

(12)その他、徐行しないといけない危険な箇所を滑走するとき

(滑走時の義務)
第8条　利用者は次の各号に従って滑走してください。
(1)滑り出し、他のコースからの合流、コース横断のときは、コース上方からの滑走者を優先させること
(2)滑走中は前方の滑走者の動向を注視し、前方の滑走者との間に安全な距離を保つこと
(3)追い越すときは追い越される者の不意の動きも考慮したうえで、十分な間隔をあけて追い越すこと
(4)転倒した際はできるだけ速やかにコースをあけ、コースの脇に避けること
(5)コースで立ち止まったり、登り降りをしたりするときはコースの端を利用すること
(6)業務の為に出動している雪上車両があるときは、その業務や運行を優先させ、進路を開けて停止又は徐行すること
(7)流した滑走具で他の利用者に危害を与えないよう滑走具に流れ止めを付けること

(引率者・指導者の責務)
第9条　個人やグループ又は団体を当スキー場に案内し、利用者を指導、監督、介護する者(以下「引率者・指導者」といいます。)は、この利用規約を率先して遵守してください。
2　引率者・指導者は、受講者に滑走技術を教えるだけでなく、この利用規約に定める事項及び安全に滑走する方法も指導してください。
3　引率者・指導者は、他の利用者の妨げとなるような方法や場所で指導することは控えてください。
4　引率者・指導者は、天候、雪質、コース状況などを考慮したうえ、受講者に不適切な課題を課したり、危険に遭わせたりしないよう指導してください。

(受講者の責務)
第 10 条　受講者は他の利用者に対して何の優先権を持ちません。
2　受講者は引率者・指導者の指示や注意に従うだけではなく自らこの利用規約に定める事項を守って行動してください。

(子どもの保護者・付添人の責務)
第 11 条　保護者・付添人は子どもの能力を見極め、子どもを危険に遭わせないようにしてください。
2　保護者・付添人は子どもに対しこの利用規約に定める事項について教えるよう努めてください。

（事故時の協力）
第 12 条　事故の当事者及び目撃者は、速やかに事故の発生状況を当スキー場係員に通報してください。
2　事故が起きた場合全ての利用者は、事故者を援助するよう努めてください。
3　事故の当事者及び目撃者は、相互に身元を確認してください。
4　事故が起きた場合、当事者や目撃者を問わず身元を確認させて頂くことがあります。

（安全用具）
第 13 条　利用者はヘルメットなどの安全用具を着用するよう努めてください。

（保険加入の勧め）
第 14 条　利用者は、事故に備えて、あらかじめ傷害保険や損害保険などに加入するよう努めてください。

（捜索救助費用の負担）
第 15 条　この利用規約に違反し、当スキー場外や当スキー場内のコース外に出て遭難した利用者（以下「遭難者」といいます。）や、遭難者の家族、友人及び知人などから、当町に捜索救助の要請があり、当町が遭難者の捜索救助活動を行った場合、当町は、遭離者に対し、捜索救助活動に要した、人件費、雪上車両運行費、リフト運行費、照明電気費及びその他発生した一切の費用を請求させていただきます。

（損害賠償請求）
第 16 条　当町は、利用者の故意若しくは過失により、又は利用者が法令若しくはこの利用規約の規定を守らないことにより、当町が損害を受けた場合、その利用者に対し、その損害の賠償を請求させていただきます。

（利用の拒絶）
第 17 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当スキー場の利用をお断りします。
（1）当スキー場利用の申し込みが、この利用規定によらないとき
（2）当スキー場の利用に関し、申込者から当町で対応できない特別な負担を求められたとき
（3）当スキー場利用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき
（4）泥酔者などスキー場利用上の安全を期しがたいと認められるとき
（5）天災その他やむを得ない事由により当スキー場利用に支障があるとき
（6）パトロールなど当スキー場の係員の指示に従わないとき
（7）利用者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会団体員などであるとき

（8）前各号に掲げる外、正当な理由があるとき

（利用の制限）

第 18 条　天候その他やむを得ない事由によりスキー場の安全に支障がある場合には、スキー場の全部又は一部の利用を制限させて頂くことがあります。

（規約の変更）

第 19 条　この利用規約は、変更されることがあります。

2　変更を行う旨及び変更後の利用規約の内容並びに効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附　則

この利用規約は、令和7年12月20日から実施します。